

改訂ガイドラインにおける導入検討の対象事業等について（概要）

今後、PPP/PFI手法の導入検討が必要となる時期や、対象事業の基準等については次の通り。

※本書は概要のみを示すもので、詳細はガイドラインの第二章を参照するほか、不明点については資産経営課まで問合わせること。

➤ 導入検討の開始時期

原則として、事業担当課は次のような場合に PPP/PFI 手法の導入検討を行う。

ア 公共施設等の整備等¹を行うために基本構想や基本計画等を策定する場合

イ 公共施設等の運営等の見直し²を行う場合

※庁舎等の施設に係る事業については、原則として個別施設計画に位置付けられているものを対象とする。

➤ 導入検討対象事業

原則として、次の(1)及び(2)に該当する事業を導入検討対象事業とする。

((1)及び(2)に該当しない事業であっても、導入検討対象事業とすることは可能。)

(1) 施設の種類

次のいずれかに該当する事業

ア 建築物やプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(各施設の具体例)

建築物: 文教施設、医療施設、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舍、事務庁舎など
 プラント: 廃棄物処理施設、水道浄水場、工業用水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設など
 利用料金の徴収を行う公共施設: 博物館、文化・スポーツ施設など

(2) 事業規模

次のいずれかの事業費基準を満たす事業

ア 施設整備費(設計費と建設費の合計)が10億円以上の事業

イ 単年度の維持管理費、運営費³が1億円以上の事業

➤ 対象事業の例外

次に掲げる事業については導入検討対象事業から除くことができる。

ア 既に指定管理者制度など PPP/PFI 手法の導入が前提とされている⁴事業

イ 法制度等により、民間による事業実施が難しい事業

ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

1 「整備等」とは、新たな建設(建替えを含む)、増築、大規模改修等をいう。

2 「運営等の見直し」とは、既存施設の運営を県の直営から外部委託しようとする場合や、既存施設を別の用途に転用する場合、個々に契約している複数施設の管理業務を一括委託しようとする場合などが想定される。

3 「維持管理費、運営費」については、行政が担う業務に係る人件費などは除き、民間への委託が可能な業務範囲に限る。民間へ委託可能な業務範囲の想定例は下記の通り。

【維持管理業務】清掃、設備点検、警備、宿直など

【運営業務】(庁舎) 総合案内など (公の施設) 利用受付、安全管理、備品管理など

4 公の施設については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」において「県が所有する全ての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する」とこととされている。

